

令和6年度焼津市事業者猛暑対策支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年11月18日

焼津市長 中野 弘道

令和6年度焼津市事業者猛暑対策支援事業補助金交付要綱

第1 趣旨

市長は、市内事業所における熱中症対策を図るため、事業者猛暑対策支援事業を実施する中小企業者等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

(1) この要綱において「事業者猛暑対策支援事業」とは、中小企業者等が、令和6年4月1日以降に自ら熱中症対策を図るために必要な施設等の整備、改修及び設備の導入を実施する次に掲げるものをいう。

ア エアコンの導入（既存設備を更新するものに限る。）

イ ミストシャワーの導入

ウ シーリングファンの導入

エ スポットクーラーの導入

オ 大型扇風機の導入

カ スプリンクラーの導入

キ 水分補給器具の導入

ク 循環扇の導入

ケ 建築物等の断熱工事

コ その他市長が特に必要と認めたもの

(2) この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する協同組合で、次のいずれにも該当するものとする。

ア 市内に事業所（事務所、店舗等を含む。）を有すること。

イ 市区町村税の滞納がないこと。

ウ 事業を営む者のいずれもが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと。

エ 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと。

オ 市長がこの要綱に基づく補助が適当でないとして認めたものでないこと。

(3) この要綱において「農業者」とは、令和5年の確定申告書における農産物販売額（法人にあっては、補助金の交付申請を行う直近の事業年度に係る決

算書における農産物販売額)が50万円以上の農業者をいう。

- (4) この要綱において「中小企業者等」とは、市内に事業所(事務所、店舗等を含む。)を有する中小企業者及び団体又は市内に住所若しくは本店を有する農業者であって、別表1に掲げる業種ごとに、それぞれ同表の資本金の額若しくは出資額の総額の欄又は同表の常時使用する従業員の数の欄に掲げる基準に該当するものとする。ただし、政治団体又は宗教上の組織若しくは団体その他市長が適当でないと思めたものを除く。

第3 補助対象期間

補助対象となる事業の期間(以下「補助対象期間」という。)は、令和6年4月1日から令和7年2月28日までとする。

第4 補助対象経費、補助額等

(1) 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象期間内に導入及び支出した事業者猛暑対策支援事業に要する別表2に掲げる経費(消費税並びに地方消費税を除く。)をいう。ただし、クレジットカード決済、スマートフォンアプリ等を利用した決済その他特典が付与される決済手段により支払われるものを除く。

(2) 補助額

補助対象経費の2分の1以内の額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、200,000円を限度額とする。

第5 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 焼津市事業者猛暑対策支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)
- イ 誓約書(第2号様式)
- ウ 法人登記簿又は開業届の写し(補助の申請をするものが、法人の場合に限る。)
- エ 第2(3)で規定する書類(補助の申請をするものが、農業者である場合に限る。)
- オ 補助対象経費の支出内容が分かる書類(領収書、振込データ、通帳等)
- カ 補助事業を実施した状況が分かる書類
- キ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期間 令和6年11月18日から令和7年3月7日まで

(3) 提出方法 持参又は郵送

(4) その他 1 中小企業者等につき申請は1回限りとする。

第6 交付の条件

補助金の交付の決定においては、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意義務をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (3) この補助金の交付と補助対象経費を重複して、国又は他の地方公共団体の補助金の交付を受けてはならない。

第7 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（第3号様式）

(2) 提出期限

補助金交付決定通知書兼交付確定通知書を受領した日から起算して20日を
経過した日又は令和7年3月14日のいずれか早い日まで

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和6年度分の補助金に適用する。

別表 1 (第 2 関係)

業種	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、農業、その他の業種（②～④を除く。）	3 億円以下	3 0 0 人以下
②卸売業	1 億円以下	1 0 0 人以下
③サービス業	5, 0 0 0 万円以下	
④小売業		5 0 人以下

別表 2 (第 4 関係)

区分	内容
委託費（設計費を含む）・工事請負費	中小企業者等が直接実施することができない業務について、外部の事業者等に依頼する場合に要する経費。ただし、既存設備の解体、処分又は廃棄に係る経費は、補助の対象としない。
物品購入費	備品の購入、運送及び設置に要する経費。ただし中古の備品に係るこれらの経費は、補助の対象としない。